

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 2 年 1 月 3 1 日作成)

法令名	北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例施行規則
根拠条項	第 1 0 条
許認可等の種類	登録証票の再交付
法令の定め	登録生産者が登録証票を亡失又は損傷したときは、理由書及び損傷にあつては当該登録証を添え、知事に再交付を申請することができる。
審査基準	理由書の内容が妥当なこと。 損傷の場合、当該登録証票を添付していること。
標準処理期間	総 期 間 申請期日の翌日より 1 0 日・丹 (注：休日は含まない) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 申請期日の翌日より 1 0 日・丹 (注：休日は含まない)
処分担当課	農政部生産振興局農産振興課 (てん菜馬鈴しょ係) (電話番号：011-204-5434)
申請先	各市町村
問い合わせ先	農政部生産振興局農産振興課 (てん菜馬鈴しょ係) (電話番号：011-204-5434)
備考	(公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/shinsakijun.html)